

広島国際大学大学院学則

2003年1月30日

改正 2020年2月25日

第1章 総則

(目的)

第1条 広島国際大学大学院(以下「本大学院」という)は、高度にして専門的な学術の理論および応用を教授研究し、その深奥を究め、または高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培い、文化の進展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学院は、前条に規定する目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。また、定期的に外部評価を行う。

2 前項の点検および評価に関することは、広島国際大学自己評価委員会規定等に別に定める。

(課程)

第3条 本大学院に修士課程、博士課程および専門職学位課程を置く。

2 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「博士前期課程」という)および後期3年の課程(以下「博士後期課程」という)に区分し、博士前期課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。ただし、薬学研究科においては、前期・後期に区分しない。

3 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

4 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力と豊かな学識を養うことを目的とする。

5 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識および卓越した能力を培うことを目的とする。

(研究科、専攻および教育研究上の目的)

第4条 本大学院につきの研究科を置き、専攻を設ける。

研究科名	専攻名	課程
看護学研究科	看護学専攻	博士課程

医療・福祉科学研究科	医療工学専攻 医療福祉学専攻 医療経営学専攻	博士課程 修士課程 修士課程
心理科学研究科	臨床心理学専攻 実践臨床心理学専攻	博士後期課程 専門職学位課程
薬学研究科	医療薬学専攻	博士課程

- 2 看護学研究科看護学専攻は、超高齢社会と高度先端医療に対応できる看護師の育成と、看護系大学の急増に伴う看護教員養成の社会的要請に対応するため、博士前期課程・後期課程の一貫したカリキュラムのもと、高度実践看護師や看護教育研究者を育成する。
- 3 医療・福祉科学研究科各専攻の教育研究上の目的は、つきの各号のとおりとする。
- イ 医療工学専攻は、医療工学を発展させ、医療従事者の専門知識および技術水準の向上を図るとともに、多様な医療技術における問題を統合的・組織的に把握し、問題解決を図る能力を持つ教育者・指導者・研究者を育成する。
- ロ 医療福祉学専攻は、社会福祉学を基礎として、医療福祉分野における深い学識と卓越した実践能力を持つ高度専門職業人ならびに研究者を育成する。
- ハ 医療経営学専攻は、国際的視野で、保健・医療・福祉サービスの本質を深く研究・分析し、患者・利用者中心に、最適なサービスを継続的に提供する組織経営ができる人材を育成する。
- 4 心理科学研究科各専攻の教育研究上の目的は、つきの各号のとおりとする。
- イ 臨床心理学専攻は、科学的な研究能力を持ち、同時に心理臨床家としての専門知識と技術を有する、高度な専門職業人を育成する。
- ロ 実践臨床心理学専攻は、地域社会、家族および教育の再生等さまざまな解決すべき問題が山積している人間社会で、その問題の解決を図ることができる高度な臨床実践技能を身につけた「心の専門家」を育成する。
- 5 薬学研究科医療薬学専攻は、薬学を基礎として、先端医学と高度医療を支える研究者、教育者ならびに薬剤師で高度な専門知識と研究能力を有する薬剤師研究者を育成する。
(修業年限)
- 第5条 修士課程の修業年限は、2年とする。
- 2 博士課程の修業年限は5年とし、博士前期課程の修業年限は2年、博士後期課程の修業年限は3年とする。ただし、薬学研究科博士課程の修業年限は4年とする。
- 3 専門職学位課程の修業年限は、2年とする。

(長期履修学生)

第5条の2 前条の規定にかかわらず、職業を有している等の事情またはその他やむを得ない事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する学生（以下「長期履修学生」という）が、その旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

2 その他長期履修学生について必要な事項は、広島国際大学大学院長期履修学生規定に定める。

(在学年限)

第6条 学生は、つぎの年数を超えて在学することができない。ただし、長期履修学生の在学年限については、研究科委員会(専門職学位課程においては専門職学位課程委員会(以下「研究科委員会等」という))の議を経て、相当な年限を学長が定める。

看護学研究科

博士後期課程 6年

博士前期課程 4年

医療・福祉科学研究科

博士後期課程 6年

博士前期課程・修士課程 4年

心理科学研究科

博士後期課程 6年

専門職学位課程 4年

薬学研究科

博士課程 8年

(収容定員)

第7条 本大学院の収容定員は、つぎのとおりとする。

研究科名	専攻名	博士前期課程または修士課程		博士後期課程または薬学研究科博士課程		専門職学位課程		合計収容定員
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	
看護学研究科	看護学専攻	10名	20名	3名	9名	—	—	29名
医療・福祉科学研	医療工学専攻	10名	20名	2名	6名	—	—	26名

究科	医療福祉学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
	医療経営学専攻	5名	10名	—	—	—	—	10名
心理科学研究科	臨床心理学専攻	—	—	2名	6名	—	—	6名
	実践臨床心理学 専攻	—	—	—	—	20名	40名	40名
薬学研究科	医療薬学専攻	—	—	2名	8名	—	—	8名
合計		30名	60名	9名	29名	20名	40名	129名

第2章 職員組織

(職員組織)

第8条 本大学院に、教育研究上の目的を達成するため、研究科および専攻の規模ならびに授与する学位に応じ、必要な教育職員(以下「教員」という)を置く。

- 2 研究科および専攻においては、教員の適切な役割分担および連携体制を確保し、組織的な教育を行うものとする。
- 3 本大学院の事務処理は、大学事務組織をもって行う。

(授業および研究指導の担当)

第9条 本大学院の授業および学位論文の作成等にかかる指導(以下「研究指導」という)は、本大学院教員がこれにあたる。

- 2 研究指導を担当する教員(以下「指導教員」という)は、原則として当該研究科に所属する教授とする。ただし、特別な事情がある場合には、准教授が担当することができる。
- 3 必要により他の大学院もしくはその他の大学院教員有資格者に、授業または研究指導の担当を依頼することができる。

第3章 運営組織

(大学院委員会)

第10条 本大学院の管理運営に関する事項を審議するため、大学院委員会を置く。

- 2 大学院委員会に関する規定は、別に定める。

(研究科長・専攻長)

第11条 研究科に研究科長、各専攻に専攻長を置く。

- 2 研究科長は、研究科に関する事項を掌理する。
- 3 専攻長は、当該研究科長の命を受けて、当該専攻に関する事項を掌理する。

(研究科委員会)

第12条 研究科に関する重要事項を審議するため、研究科委員会を置く。

- 2 研究科委員会は、大学院の教育を担当する専任および特任の教授で組織する。
- 3 研究科委員会に関する規定は、別に定める。

(専門職学位課程委員会)

第12条の2 専門職学位課程の管理運営に関する事項を審議するため、専門職学位課程委員会を置く。

- 2 専門職学位課程委員会は、専門職学位課程の教育を担当する教員で組織する。
- 3 専門職学位課程委員会に関する規定は、別に定める。

第4章 教育方法等

(教育方法)

第13条 修士課程および博士課程における教育は、授業科目の授業および研究指導によって行う。

- 2 専門職学位課程における教育は、必要な授業科目の授業によって行う。
- 3 前2項の授業および研究指導にあっては、その方法、内容および年間の計画ならびに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第13条の2 本大学院は、授業および研究指導の内容および方法の改善を図るため、組織的な研修および研究を行う。

(授業科目、研究指導分野、単位および履修方法)

第14条 研究科における授業科目、研究指導分野、単位および履修方法は別表第1のとおりとし、履修について必要な事項は、別に定める。

(履修科目の選定および申請)

第15条 修士課程および博士課程の学生は、指導教員の指導を受けて履修しようとする授業科目を選定し、指導教員の承認を経て、所定の期日までに申請しなければならない。

- 2 専門職学位課程の学生は、履修しようとする授業科目を選定し、所定の期日までに申請しなければならない。
- 3 専門職学位課程の学生が1年間に履修登録できる単位数は、38単位以内とする。ただし、所定の単位数を優れた成績をもって修得した学生および研究科長が特に許可した者については、この限りでない。

(他の大学院等の授業科目の履修)

第16条 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、第15条にかかわらず、他の大学院および本大学院の他の研究科または専攻との協議に基づき、学長(他の専攻の場合は研究

科長)の許可を得て、学生に他の大学院等および本大学院の他の研究科または専攻の授業科目を履修させことがある。

- 2 前項により履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科または専攻で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院における課程修了の要件となる単位として認めることができる。

(外国の大学院等への留学)

第17条 研究科委員会等が教育研究上有益と認めるときは、学長の許可を得て、学生を外国の大学院等に留学させることができる。

- 2 第16条の規定は、学生が前項の規定により留学する場合に準用する。
- 3 第1項の許可を得て留学した期間は、本大学院における課程修了の要件として修業年限に算入することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第18条 研究科委員会等が教育上有益と認めるときは、本大学院に入学を許可された者が入学前に他の大学院等において修得した単位を、当該研究科または専攻で定める所定の単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

(他の大学院等における研究指導)

第19条 研究科委員会は、指導教員が教育研究上有益と認めるとき、学生が他の大学院または研究所等との協議に基づき、学長の許可を得て、当該大学院または研究所等において研究指導を受けさせることができる。

- 2 前項により研究指導を受ける期間は、1年以内とする。

(試験および成績の評価)

第20条 履修した授業科目の試験は、所定の期間内に行う。ただし、平常の成績をもって試験の成績に代えることがある。

- 2 試験の成績はS・A・B・C・D・*の6種の評語をもって表し、その評価基準はつぎのとおりとする。また、それぞれのグレードポイント(以下「GP」という)はつぎのとおりとする。

「S」：100～90点(GP : 4)

「A」：89～80点(GP : 3)

「B」：79～70点(GP : 2)

「C」：69～60点(GP : 1)

「D」：59～0点(GP : 0)

「*」：評価不能

- 3 成績評価「S・A・B・C」を合格とする。
- 4 演習、特別研究および症例研究は、単に合格または不合格をもって示すことがある。当該科目が合格の場合は「G」、不合格の場合は「F」と表示する。
- 5 単位認定を受けた授業科目は「認」と表示する。
- 6 第2項の成績評価による学業結果を有効利用するために、グレードポイントアベレージ(以下「GPA」という)を用いる。
- 7 前項に定めるGPAは、各履修科目の単位数にGPを乗じた積の合計を、総履修単位数で除して算出する。
- 8 つぎの授業科目は、GPAの計算対象としない。
 - イ 修了要件に含むことができない授業科目
 - ロ 評価を「認」、「G」、「F」で表示する授業科目
 - ハ 履修辞退した授業科目(ただし、再履修した授業科目を辞退した場合は、既に評価された成績をもって計算対象とする)
- ニ その他別に定める授業科目
(単位の授与)

第21条 授業科目を履修して当該授業科目の試験に合格した者には、所定の単位を与える。

第5章 課程の修了要件および学位

(課程の修了要件)

- 第22条 博士前期課程および修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題についての研究の成果の審査および最終試験に合格しなければならない。
- 2 博士後期課程の修了要件は、当該課程に3年以上在学し、所定の授業科目について16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受け博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
 - 3 薬学研究科博士課程の修了要件は、当該課程に4年以上在学し、所定の授業科目について34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査および最終試験に合格しなければならない。
 - 4 専門職学位課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学して、所定の授業科目について50単位以上を修得しなければならない。

(学位論文の審査等)

第23条 前条第1項および第2項の学位論文または特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という)の審査等に必要な事項は、別に定める広島国際大学学位規定(以下「学位規定」という)による。

(最終試験)

第24条 最終試験は、学位論文等を中心として、その関連する分野について口述または筆記により行う。

2 最終試験に関し必要な事項は、研究科委員会において定める。

(学位およびその授与)

第25条 学位は、修士、修士(専門職)および博士とする。

2 本大学院で授与する学位は、つぎのとおりとする。

看護学研究科

修士(看護学)

博士(看護学)

医療・福祉科学研究科

修士(医療工学)

博士(医療工学)

修士(医療福祉学)

修士(医療経営学)

心理科学研究科

博士(臨床心理学)

臨床心理修士(専門職)

薬学研究科

博士(薬学)

3 前項に定めるほか、学位授与の要件その他の学位に関し必要な事項は、学位規定による。

第6章 学年、学期および休業日

(学年)

第26条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第27条 学年をつぎの2学期に分ける。

イ 前期 4月1日から9月30日まで

ロ 後期 10月1日から翌年3月31日まで
(休業日)

第28条 授業を行わない日(以下「休業日」という)は、つぎのとおりとする。

- イ 日曜日および国民の祝日に関する法律に定める休日
- ロ 本学園創立記念日(10月30日)
- ハ 春期休業日 3月21日から3月31日まで
- ニ 夏期休業日 8月1日から9月14日まで
- ホ 冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することがある。

3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定め、または休業日に授業を行うことがある。

第7章 入学、休学、復学、退学、再入学、転学、転入学および除籍 (入学の時期)

第29条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、教育上必要がある場合は、後期の始めとすることがある。

(入学資格)

第30条 本大学院の博士前期課程、修士課程または専門職学位課程に入学することのできる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。

- イ 学校教育法に定める大学を卒業した者
 - ロ 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者
 - ハ 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
 - ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が3年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - ホ 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る)で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - ヘ 文部科学大臣の指定した者
 - ト 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で22歳に達した者
- 2 本大学院の博士後期課程に入学することができる者は、つぎの各号のいずれかに該当し、

- 本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ロ 外国において修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
 - ハ 文部科学大臣の指定した者
- ニ 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で24歳に達した者
- 3 本大学院の薬学研究科博士課程に入学することができる者は、つきの各号のいずれかに該当し、本大学院が行う選考のための試験に合格した者とする。
- イ 6年制薬学部を卒業した者
 - ロ 修士の学位または専門職学位を有する者
 - ハ 外国において、修士の学位または専門職学位に相当する学位を授与された者
- ニ 外国の大学その他の外国の学校において、修業年限が5年以上である課程を修了することにより、学士の学位に相当する学位を授与された者
- ホ 文部科学大臣の指定した者
- ヘ 4年制大学を卒業し、かつ、3年以上の社会での実務経験を有し、6年制薬学部を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
- ト 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位または専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者
- 4 第1項ト号、第2項ニ号ならびに前項ヘ号およびト号の学力検査は、研究科委員会がこれを行う。

(入学志願手続)

第31条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類に入学検定料を添えて、所定の期日までに出願手続をしなければならない。

(入学者の選考)

第32条 入学者の選考は、研究科委員会等の議を経て、学長がこれを行う。

(入学手続および入学許可)

第33条 前条による選考に合格した者は、所定の書類に第45条に定める学費を添えて、所定の期日までに入学手続をしなければならない。

- 2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。
- 3 前項により入学を許可された者は入学宣誓式に出席し、かつ、入学の宣誓をしなければならない。

(休学)

第34条 病気その他やむを得ない理由により、引き続き2カ月以上修学することができない者は、所定の休学願に理由を証明する書類を添えて提出し、研究科長の許可を得て休学することができる。

- 2 研究科長は、病気のため修学することが適当でないと認められる者については、研究科委員会等の議を経て、休学を命じることができる。

(休学期間)

第35条 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、博士前期課程、修士課程または専門職学位課程は通算して2年、博士後期課程は通算して3年、薬学研究科博士課程については通算して4年を、それぞれ超えることができない。

- 3 休学期間は、第6条に定める在学期間に算入しない。

(復学)

第36条 休学期間が満了したとき、または休学期間に中にその理由が消滅したときは、研究科長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第37条 病気その他やむを得ない理由のため退学しようとする者は、研究科長に保証人連署の退学願と学生証を提出し、学長の許可を受けなければならない。なお、病気による場合は、医師の診断書を添付しなければならない。

- 2 退学しようとする者は、その学期の学費を納入しなければならない。

(再入学)

第38条 正当な理由で退学した者および第41条イ号、ロ号またはハ号に該当する者が、再入学を願い出たときは、学長は定員に余裕のある場合に限り、選考のうえこれを許可することがある。

- 2 すでに履修した授業科目および修得した単位の取扱いならびに在学年限については、研究科委員会等の議を経て、研究科長が定める。

(転学)

第39条 本大学院から他の大学院へ転学しようとする者は、所定の転学願にその理由を付して、学長に願い出て許可を受けなければならない。

(転入学)

第40条 他の大学院の学生が本大学院に転入学を願い出たときは、学長は定員に余裕がある場合に限り、選考のうえこれを許可することがある。

2 前項の規定により転入学を志願するときは、在籍する大学院の学長または研究科長の許可書を願書に添付しなければならない。

(除籍)

第41条 つぎの各号のいずれかに該当する者は、学長がこれを除籍する。

- イ 学費を所定の期日までに納入しない者
- ロ 休学者で在籍料を所定の期日までに納入しない者
- ハ 休学期間満了前までに、復学を願い出ない者
- ニ 第6条に定める在学年限を超えた者
- ホ 第35条第2項に定める休学期間を超えた者
- ヘ 死亡が確認された者

第8章 賞罰

(表彰)

第42条 表彰に値する行為があった学生には、研究科委員会等の議を経て、学長が表彰することがある。

(懲戒)

第43条 本大学院学則および諸規定に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、研究科委員会等の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒の種類は、放學、停学、けん責および訓告とする。

3 放學は、つぎの各号のいずれかに該当する者に対して行う。

- イ 性行不良で改善の見込みがない者
- ロ 学力劣等で成業の見込みがない者
- ハ 正当な理由がなくて出席が常でない者
- ニ 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第9章 入学検定料および学費等

(入学検定料)

第44条 入学検定料(以下「検定料」という)の額は、別表第2のとおり定める。

2 入学を志願する者は、入学願書の提出と同時に検定料を納入しなければならない。

(学費)

第45条 学費は、入学金、授業料および教育充実費とし、その額は、別表第3のとおり定

める。ただし、長期履修学生の学費については、広島国際大学大学院長期履修学生規定に定める。

- 2 学費は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 休学中の学費は、休学を許可された期の翌期から免除する。ただし、別表第4に定める在籍料を学費免除の当該期から納入しなければならない。
- 4 休学中の学費等の取扱いについては、本大学院学費納入規定に定める。

(既納の検定料および学費等)

第46条 既に納入された検定料、学費および在籍料は、返戻しない。ただし、本大学院学費納入規定に定めのある場合は、この限りでない。
(納期、納入方法等)

第47条 学費および在籍料の納期、納入方法等について必要な事項は、本大学院学費納入規定に定める。

第10章 科目等履修生および外国人留学生

(科目等履修生)

第48条 研究科の授業科目中、1科目または数科目を選んで履修を志願する者があるときは、授業および研究に支障のない限り選考のうえ、これを許可することがある。

- 2 履修料は、別表第5のとおり定める。

(外国人留学生)

第49条 外国の国籍を有する者で、原則として大学院入学を目的として入国許可を受けて入国し、本大学院に入学を志願する者があるときは、研究科委員会等の議に基づき、選考のうえ、学長の許可を得て、外国人留学生としてこれを許可することがある。

(科目等履修生等に関する規定)

第50条 科目等履修生および外国人留学生に関する規定は、別に定める。

第11章 その他

(在学期間中の有職)

第51条 研究科委員会等において、就学に支障がないと認めた場合、学生が在学中に職を有することを認めることがある。

(準用)

第52条 本大学院学則に定めるほか、広島国際大学学則その他の諸規定を準用する。

(施行細則)

第53条 本大学院学則施行に必要な細則は、別に定める。

(学則の改廃)

第54条 この学則の改廃は、大学院委員会および研究科委員会等の意見を聴き、学長の承認を得て、理事会の議を経て、理事長が行う。

付 則

- 1 この学則は、2003年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則は、2003年11月27日から施行し、2003年4月1日から適用する。
- 3 この改正学則は、2004年4月1日から施行する。
- 4 この改正学則は、2004年9月23日から施行し、2004年4月1日から適用する。
- 5 この改正学則は、2005年4月1日から施行する。
- 6 2004年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 7 この改正学則は、2006年4月1日から施行する。ただし、改正後の第45条第1項の別表第3は、2006年度入学者の入学手続時から適用する。
- 8 この改正学則は、2007年4月1日から施行する。
- 9 この改正学則は、2007年4月1日から施行する。ただし、改正後の第45条第1項の別表第3は、2007年度入学者の入学手続時から適用する。
- 10 第4条の規定にかかわらず、総合人間科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程は、2007年3月31日に当該専攻博士前期課程に在学する者が、当該専攻博士前期課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 11 この改正学則は、2008年4月1日から施行する。
- 12 この改正学則は、2008年4月1日から施行する。ただし、第15条の2の規定は、2008年度の入学者から適用する。
- 13 社会環境科学研究科の2007年度以前の入学者にかかる授業科目、単位および履修方法については、なお従前の例による。
- 14 イ この改正学則は、2009年4月1日から施行する。
 - ロ 第4条の規定にかかわらず、総合人間科学研究科臨床心理学専攻博士前期課程は、2007年3月31日に当該専攻博士前期課程に在学する者が、当該専攻博士前期課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
 - ハ 第4条の規定にかかわらず、総合人間科学研究科医療工学専攻、医療福祉学専攻、医療経営学専攻、臨床心理学専攻、コミュニケーション学専攻、感性デザイン学専攻および実践臨床心理学専攻は、2009年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- 二 第4条の規定にかかわらず、社会環境科学研究科建築・環境学専攻および情報通信学専攻は、2009年3月31日に当該研究科専攻に在学する者が、当該研究科専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。
- ホ 前3号の各専攻に在学する者の授業科目、単位、履修方法等の教育課程および課程

の修了要件ならびに第45条第1項別表第3の学費、第45条第3項別表第4の在籍料、第48条第2項別表第5の履修料については、なお従前の例による。

- 15 この改正学則は、2009年4月1日から施行する。
- 16 第15条の2の教育職員免許状取得に関する規定は、2009年度の心理科学研究科の入学者から適用する。
- 17 この改正学則は、2010年4月1日から施行する。
- 18 イ この改正学則は、2011年4月1日から施行する。
 - ロ 第25条にかかわらず、工学研究科の2010年度以前の入学者に授与する学位については、なお従前の例による。
 - ハ 医療・福祉科学研究科医療工学専攻博士後期課程、心理科学研究科実践臨床心理学専攻専門職学位課程および工学研究科各専攻の2010年度以前の入学者の修得すべき授業科目および単位数については、なお従前の例による。
- 19 イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。
 - ロ 第4条の規定にかかわらず、看護学研究科看護学専攻修士課程は、2012年3月31日に当該専攻修士課程に在学する者が当該専攻修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻修士課程に在学する者が修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。
- 20 イ この改正学則は、2012年4月1日から施行する。
- 21 イ この改正学則は、2013年4月1日から施行する。
 - ロ 医療・福祉科学研究科医療福祉学専攻および心理科学研究科実践臨床心理学専攻の2012年度以前の入学者の修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。
 - ハ 2012年度以前の入学者の試験および成績の評価については、なお従前の例による。
- 22 イ この改正学則は、2015年4月1日から施行する。
 - ロ 第4条の規定にかかわらず、心理科学研究科感性デザイン学専攻は、2015年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。この場合において、当該専攻に在学する者が修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法ならびに授与する学位については、なお従前の例による。
- 23 イ この改正学則は、2015年4月1日から施行する。
 - ロ 医療・福祉科学研究科医療経営学専攻の2014年度以前の入学者の修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。
- 24 イ この改正学則は、2016年4月1日から施行する。
 - ロ 看護学研究科看護学専攻博士前期課程、医療・福祉科学研究科医療工学専攻博士前期課程および医療・福祉科学研究科医療経営学専攻の2015年度以前の入学者の修得すべき授業科目、研究指導分野、単位および履修方法については、なお従前の例による。

- ハ 心理科学研究科実践臨床心理学専攻の2015年度以前の入学者の履修科目の選定
および申請については、なお従前の例による。
- 25 イ この改正学則は、2017年4月1日から施行する。
ロ 第4条の規定にかかわらず、工学研究科建築・環境学専攻および情報通信学専攻は、
2017年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存
続するものとする。この場合において、当該専攻に在学する者が修得すべき授業科
目、研究指導分野、単位および履修方法ならびに授与する学位については、なお従
前の例による。
- 26 イ この改正学則は、2017年4月1日から施行する。
ロ 薬学研究科医療薬学専攻の2016年度以前の入学者の修得すべき授業科目につい
ては、なお従前の例による。
- 27 イ この改正学則は、2018年4月1日から施行する。
ロ 薬学研究科医療薬学専攻の2017年度以前の入学者の修得すべき授業科目につい
ては、なお従前の例による。
ハ 2017年度以前の入学者の課程の修了要件、学位論文の審査等および最終試験につ
いては、なお従前の例による。
ニ 心理科学研究科実践臨床心理学専攻の2017年度以前の入学者の修得すべき授業
科目および履修方法については、なお従前の例による。
- 28 この改正学則は、2019年4月1日から施行する。
- 29 イ この改正学則は、2019年4月1日から施行する。
ロ 改正後の心理科学研究科実践臨床心理学専攻の教育課程は、2018年度入学者から
適用する。
- 30 イ この改正学則は、2020年4月1日から施行する。
ロ 2019年度以前の入学者の学費については、改正後の第45条のただし書を除き、な
お従前の例による。
ハ 医療・福祉科学研究科医療工学専攻博士前期課程の2019年度以前の入学者の修得
すべき授業科目については、なお従前の例による。

別表第1 教育課程表

研究科各専攻の授業科目、研究指導分野、単位および履修方法

(1) 看護学研究科

イ 看護学専攻

博士前期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
看護基礎科学領域	看護研究方法論特論	2			
	看護理論特論		2		
	看護統計学特論		2		
	国際看護学特論		2		
	看護倫理学特論		2		
	看護教育学特論		2		
	看護管理学特論		2		
看護実践科学領域	基礎看護学分野	基礎看護学特論 基礎看護学特論演習 基礎看護学特別研究	2 2 10		
	成人看護学分野	成人看護学特論 I 成人看護学特論 II 成人看護学特論演習 I 成人看護学特論演習 II 成人看護学特別研究	2 2 2 2 10		
	老年看護学分野	老年看護学特論 老年看護学特論演習 老年看護学特別研究	2 2 10		
	小児看護学分野	小児看護学特論 小児看護学特論演習 小児看護学特別研究	2 2 10		
	母性看護学分野	母性看護学特論 母性看護学特論演習	2 2		

	母性看護学特別研究		10		
精神看護学 分野	精神看護学特論		2		
	精神看護学特論演習		2		
	精神看護学特別研究		10		
公衆衛生看 護学分野	公衆衛生看護学特論		2		
	公衆衛生看護学特論演習		2		
	公衆衛生看護学特別研究		10		
計		2	114		

《履修方法》

- ① 「看護基礎科学領域」の授業科目から必修科目2単位を含め、6単位以上を修得すること。
- ② 「看護実践科学領域」において、主専攻の分野(基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学または公衆衛生看護学)の「特別研究」10単位と、指導教授が担当する「特論」2単位および「特論演習」2単位の計14単位以上を修得すること。
- ③ ①②を含め、計30単位以上を修得すること。

博士後期課程

看 護 実 践 科 学 領 域	領域区分	授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
看 護 実 践 科 学 領 域	専門基礎分野	国際看護・保健実践学特論		2		
		看護実践科学研究特論	2			
看 護 実 践 科 学 領 域	生活支援看護学分野	成人老年生活支援看護学演習		2		
		成人老年看護実践・教育学演習		2		
		母性生活支援看護学演習		2		
		小児生活支援看護学演習		2		
看 護 実 践 科 学 領 域	健康保健学分野	健康発達・健康障害学演習		2		
		ヘルスケア実践科学演習		2		
		生涯健康保健学演習		2		
		精神保健看護学演習		2		
	看護実践科学特別研究		12			

計	14	18		
---	----	----	--	--

《履修方法》

- ① 「専門基礎分野」の授業科目から必修科目2単位を修得すること。
- ② 各分野の選択科目の中から、計2単位以上修得すること。
- ③ ①②および「看護実践科学特別研究」12単位を含め、計16単位以上を修得すること。

(2) 医療・福祉科学研究科

イ 医療工学専攻

博士前期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎領域	科学論文作成法	2			
	医療統計法		2		
	情報検索法		2		
	医療倫理特論	2			
	医学・医療特論		2		
	疼痛学特論		2		
専門領域 分野	放射線物理学特論		2		
	医用磁気共鳴学特論		2		
	医用機能画像解析学特論		2		
	生体侵襲制御学特論		2		
	細胞機能制御学特論		2		
	細胞免疫学特論		2		
	言語聴覚障害学特論		2		
	感性心理生理学特論		2		
	基礎物理学特論		2		
医療工学 分野	放射線計測工学特論		2		
	流体計測工学特論		2		
	医用機械工学特論		2		

	人間工学特論	2		
治療学分 野	放射線治療技術学特論 治療機器学特論 細胞診断学特論 救急現場活動学特論 救急情報処理特論 スポーツ障害リハビリテーション学特論 内部障害リハビリテーション学特論 精神認知機能学特論 発達障害学特論 身体障害学特論 補装具学特論 身体運動学特論 運動系理学療法学特論 運動器疼痛管理学特論	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
実習	遺伝情報学実習 医用画像処理学実習 医用機器学実習 計測工学実習 生体機能制御代行学実習 細胞診断学実習 救急教育指導実習 国際救急救命学実習 救急救命システム実習 内部障害リハビリテーション学実習 精神認知機能学実習 言語聴覚障害学実習 リハビリテーション工学実習 感性人間工学実習 運動系理学療法学実習 I	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		

	運動系理学療法学実習Ⅱ	2		
特別研究	8*			
症例研究	8*			
計	12	94		

* 特別研究もしくは症例研究のいずれか8単位を修得すること

《履修方法》

- ① 「専門基礎領域」の授業科目から必修科目4単位を含め、3科目6単位以上を修得すること。
- ② 「専門領域」の実習科目から3科目6単位以上を修得すること。
- ③ ①②および「特別研究」もしくは「症例研究」のいずれか8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

博士後期課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
医用画像・生物情報工学領域	医用画像診断支援学演習		2		
	生体機能解析学演習		2		
	放射線最適化・計測学演習		2		
	放射線影響生物学演習		2		
循環器システム工学領域	心肺機能画像解析学演習		2		
	循環制御学演習		2		
	体外循環工学演習		2		
健康科学領域	身体障害治療・予防学演習		2		
	病態運動学演習		2		
	認知・発達学演習		2		
特別研究		12			
計		12	20		

《履修方法》

「特別研究」12単位を含め、選択科目4単位以上、計16単位以上を修得すること。

□ 医療福祉学専攻

修士課程

領域区分		授業科目	単位数			備考
			必修	選択	自由	
専門基礎領域		社会福祉学特論 I	2	2		
		医学・医療特論	2	2		
		生命倫理特論	2	2		
		健康福祉特論	2	2		
		社会福祉研究方法特論	2	2		
専門 領域	社会福祉 分野	社会福祉学特論 II	2	2		
		ソーシャルワーク特論 I	2	2		
		ソーシャルワーク特論 II	2	2		
		社会福祉調査特論	2	2		
		地域福祉特論 I	2	2		
		地域福祉特論 II	2	2		
		児童福祉特論	2	2		
医療保健 福祉分野		医療福祉特論 I	2	2		
		医療福祉特論 II	2	2		
		医療福祉特論 III	2	2		
		医療福祉特論 IV	2	2		
		精神保健福祉特論 I	2	2		
		精神保健福祉特論 II	2	2		
		障害福祉特論 I	2	2		
		障害福祉特論 II	2	2		
		介護福祉特論 I	2	2		
		介護福祉特論 II	2	2		
実習		国際医療福祉実習	2	2		
		医療・介護福祉実習	2	2		
		精神保健福祉実習	2	2		
		社会福祉調査実習	2	2		
		地域福祉実習	2	2		
特別研究		8				

計	18	44	
---	----	----	--

《履修方法》

- ① 「専門基礎領域」の授業科目から必修科目6単位を修得すること。
- ② 「専門領域」の「社会福祉分野」から必修科目4単位を修得すること。
- ③ 「専門領域」の「実習」から2単位以上を修得すること。
- ④ 授業科目の選択については、主たる研究領域により、あらかじめ指導教授の指導を受けること。
- ⑤ ①②③および「特別研究」8単位を含め、計30単位以上を修得すること。

ハ 医療経営学専攻

修士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎領域	医学・医療特論 医療倫理特論	2 2			
専門領域	医療経営特論 医療制度・関係法特論 医療経済学特論 医療経営分析特論 病院経営分析演習 医療経営戦略特論 病院財務会計特論 病院組織管理特論 国際保健特論	2 2 2 2 2 2 2 2			
システム分野	医療情報管理学特論 医療情報システム学特論 医療情報システム学演習 マーケットリサーチ演習 医療安全特論 医療施設デザイン特論	2 2 2 2 2 2			
実習	施設経営・管理実習	4			

特別研究	8			
計	12	34		

《履修方法》

必修科目12単位を含め、計30単位以上を修得すること。

(3) 心理科学研究科

イ 臨床心理学専攻

博士後期課程

授業科目	単位数			備考
	必修	選択	自由	
特別研究	12			
臨床心理学特別演習 I		4		
臨床心理学特別演習 II		4		
臨床心理学特別演習 III		4		
臨床心理学特別演習 IV		4		
臨床心理学特別演習 V		4		
計	12	20		

《履修方法》

必修科目12単位を含め、計16単位以上を修得すること。

ロ 実践臨床心理学専攻

専門職学位課程

科目区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
必修 科目 群	臨床心理学原論 I (心理支援に関する理論と実践)	2			
	臨床心理学原論 II	2			
	臨床心理査定学演習 I (心理的アセスメントに関する理論と実践)	2			
	臨床心理査定学演習 II	2			
	臨床心理地域援助学特論(家族関係・集団・地域社会における心理 支援に関する理論と実践)	2			
	精神医学・薬理学特論(保健医療分野に関する理論と支援の展開)	2			

	福祉臨床心理学特論(福祉分野に関する理論と支援の展開) 教育臨床心理学特論(教育分野に関する理論と支援の展開) 産業臨床心理学特論(産業・労働分野に関する理論と支援の展開) 司法・犯罪臨床心理学特論(司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開) 健康心理学特論(心の健康教育に関する理論と実践)	2 2 2 2 2			
実践科目群	臨床心理面接学実習Ⅰ 臨床心理面接学実習Ⅱ(心理実践実習) 臨床心理面接学実習Ⅲ(心理実践実習) 臨床心理査定学実習Ⅰ(心理実践実習) 臨床心理査定学実習Ⅱ(心理実践実習) 臨床心理地域援助学実習Ⅰ(医療・保健)(心理実践実習) 臨床心理地域援助学実習Ⅱ(福祉)(心理実践実習) 臨床心理地域援助学実習Ⅲ(教育)(心理実践実習)	2 2 2 1 1 2 2 2			
展開科目群	臨床心理事例研究演習Ⅰ 臨床心理事例研究演習Ⅱ(心理実践実習) 臨床心理事例研究演習Ⅲ(心理実践実習) 総合的事例研究演習Ⅰ 総合的事例研究演習Ⅱ	2 2 2 2 2			
選択科目群	人間理解分野 基礎心理学特論 臨床心理倫理行政法特論 臨床心理査定学演習Ⅲ 発達心理学特論		2 2 2 2		
援助アプローチ分野	人間学的心理療法演習 家族療法演習 行動療法演習 力動的心理療法演習 遊戯療法演習 発達障害児心理臨床演習		2 2 2 2 2 2		
活動	医療・リエゾン心理学特論		2		

領域	児童青年精神医学特論		2		
分野	臨床心理研究法特論		2		
	臨床心理地域援助学実習IV(産業)(心理実践実習)		2		
	臨床心理地域援助学実習V(司法)(心理実践実習)		2		
	臨床心理地域援助事例演習(心理実践実習)		2		
計		46	32		

《履修方法》

必修科目46単位を含め、計50単位以上を修得すること。

(4) 薬学研究科

イ 医療薬学専攻

博士課程

領域区分	授業科目	単位数			備考
		必修	選択	自由	
専門基礎	医療薬学支援研究分野	医療薬物動態学特論	2		
	医療薬学研究分野	医療薬物療法学特論 I 医療医科学特論	2 2		
専修特論	医療薬学基盤研究分野	有機化学特論		2	
		医薬資源学特論		2	
		生体分子化学特論		2	
		分子生物学特論		2	
		分子微生物科学特論		2	
		環境衛生薬学特論		2	
		環境毒性学特論		2	
		細胞生物学特論		2	
		物理化学特論		2	
	医療薬学支援研究分野	臨床薬理学特論		2	
		医療薬剤学特論		2	
	医療薬学研究分野	医療薬物療法学特論 II 応用薬理学特論		2 2	

専修演習	医療薬学基盤研究分野	有機合成化学演習		4		
		有機薬化学演習		4		
		医薬資源学演習		4		
		生体分子化学演習		4		
		分子生物学演習		4		
		分子微生物科学演習		4		
		環境衛生薬学演習		4		
		環境毒性学演習		4		
		細胞生物学演習		4		
		物理化学演習		4		
医療薬学支援研究分野	臨床薬理学演習		4			
	医療薬剤学演習		4			
医療薬学研究分野	医療薬物療法学演習		4			
	応用薬理学演習		4			
	医療医科学演習		4			
特設講座		医療薬学特設講座 I		4		
		医療薬学特設講座 II		4		
特別研究		12				
計		18	94			

《履修方法》

- ① 「専門基礎」の必修科目6単位を修得すること。
- ② 「専修特論」の授業科目のうち、「医療薬学基盤研究分野」、「医療薬学支援研究分野」および「医療薬学研究分野」からそれぞれ1科目を含め、計8単位以上を修得すること。
- ③ 「専修演習」のうち、指導教員が指定する授業科目から、選択科目4単位以上を修得すること。
- ④ 「特設講座」のうち、選択科目4単位以上を修得すること。
- ⑤ ①②③④および「特別研究」12単位を含め、計34単位以上を修得すること。

別表第2 入学検定料

(単位：円)

種別	金額
入学検定料	30,000

別表第3 学費

(単位：円)

研究科	課程	科目	入学金	授業料	教育充実費
		(入学時のみ)	(年額)	(年額)	
看護学研究科	博士前期課程	150,000	1,180,000	120,000	
	博士後期課程	220,000	1,180,000	120,000	
医療・福祉科学研究科	博士前期課程または修士課程	150,000	880,000	120,000	
	博士後期課程	220,000	880,000	120,000	
心理科学研究中心	博士後期課程	220,000	880,000	120,000	
	専門職学位課程	200,000	1,010,000	120,000	
薬学研究科	博士課程	220,000	1,080,000	120,000	

別表第4 在籍料

(単位：円)

研究科	前期	後期
看護学研究科	60,000	60,000
医療・福祉科学研究科		
心理科学研究中心		
薬学研究科		

別表第5 履修料

(単位：円)

研究科	金額	備考
看護学研究科	20,000	1単位当たり
医療・福祉科学研究科		
心理科学研究中心		
薬学研究科		